

出題趣旨・採点基準（刑事訴訟法） 配点 50 点

本問は、身体を拘束されている被疑者とその弁護人との接見指定に関する問題であり、接見交通権の保障の趣旨、それを踏まえての接見指定の根拠条文にかかる解釈論の理解、及び、それらを前提としての事実関係に対する法的評価のあり方について問うものである。これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかを判定した。